2　積替作業計画は、積替作業についての最良の実例に関する指針に記載される情報であって、国際海事機関が明示するものを考慮して作成する。積替作業計画は、要件が1に規定する油タンカーについて適用される場合には、海上における人命の安全のための国際条約（その改正を含む。）第九章によって要求される現行の安全管理システムに組み込むことができる。

3　この章の規則に従い積替作業に従事するいかなる油タンカーも、当該タンカーの積替作業計画に従う。

4　積替作業の全般について助言的な監督を行う者は、積替作業についての最良の実例についての指針に記載される資格であって、国際海事機関が明示するものを考慮して、すべての関連する任務を遂行するために資格を有するものとする。

5　積替作業の記録は、三年間船内に保持するものとし、条約の締約国によりいつでも容易に検査することができるようにする。

**第四十二規則**　通報

1　この章の規則に従い条約の締約国の領海内又は排他的経済水域内において積替作業を計画する油タンカーは、予定された積替作業の少なくとも四十八時間前までに当該締約国に通報する。例外的な場合において、2に掲げるすべての情報が少なくとも四十八時間前に通報されないときは、貨物油を排出する油タンカーは、積替作業が発生することを少なくとも四十八時間前に当該締約国に通報するものとし、2に掲げる情報については、できる限り速やかに当該締約国に提供する。

2　この規則の1に規定する通報には、少なくとも次のものを含む。

.1　積替作業に関与する油タンカーの船名、旗国、信号符字、国際海事機関船舶識別番号及び到着予定時刻

.2　計画される積替作業の開始の日時及び地理的な位置

.3　積替作業がびょう泊中に行われるか又は航行中に行われるか

.4　油の種類及び量

.5　積替作業の予定される実施期間

.6　積替作業のサービス提供者又は全般について助言的な監督を行う者の特定及び連絡先に関する情報

.7　油タンカーが第四十一規則の要件を満たす積替作業計画を船内に有していることの確認

3　油タンカーの積替作業のための位置又は海域への到着予定時刻が六時間を超えて変更される場合には、当該タンカーの船長、所有者又は代理人は、修正された到着予定時刻を1に規定する条約の締約国に提出する。

八　付録Ⅱの国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補（様式Ａ（油タンカー以外の船舶）及び様式Ｂ（油タンカー））を次のように改める。

1　様式Ａ及びＢ中、3を次のように改める。

3　油性残留物（スラッジ）の保留及び処分のための方法（第12規則）並びに油性ビルジ水の貯留タンク

3.1　この船舶は、船内における油性残留物（スラッジ）を保留するために油性残留物（スラッジ）タンクを次のように備えている。

| タンクの識別記号 | タンクの配置 | | 容積（立方メートル） |
|---|---|---|---|
| | フレーム（から）（まで） | 横方向の位置 | |
| | | | 総容積……立方メートル |

3.2　油性残留物（スラッジ）タンクに保留されている油性残留物（スラッジ）の処分方法

3.2.1　油性残留物（スラッジ）のための焼却炉の最大処理能力は、……キロワット又は毎時キロカロリー（該当しないものを抹消すること。）……　□

3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー……　□

3.2.3　その他の受け入れることができる方法を表示すること。……　□

3.3　この船舶は、油性ビルジ水を船内において保留するために貯留タンクを次のように備えている。

| タンクの識別記号 | タンクの配置 | | 容積（立方メートル） |
|---|---|---|---|
| | フレーム（から）（まで） | 横方向の位置 | |
| | | | 総容積……立方メートル |

2　様式Ｂ中、8.2の（二重底構造）を削る。　□

3　様式Ｂ中、8.5及び8.7を次のように改める。

5.8.5　この船舶は、第20規則の適用を受けていない。（適用される欄に記入する。）

.1　この船舶は、載貨重量5000トン未満である。　□

.2　この船舶は、第20規則1.2の規定に適合する。　□

.3　この船舶は、第20規則1.3の規定に適合する。　□

5.8.7　この船舶は、第21規則の適用を受けていない。（適用される欄に記入する。）　□

.1　この船舶は、載貨重量600トン未満である。　□

.2　この船舶は、第19規則の規定に適合する。（載貨重量5000トン以上）　□

.3　この船舶は、第21規則1.2の規定に適合する。　□

.4　この船舶は、第21規則4.2の規定に適合する。（載貨重量600トン以上5000トン未満）　□

.5　この船舶は、条約附属書Ⅰ第21規則2に定義する「重質油」を運送しない。　□

4　様式Ｂの1.5中、.4を削る。

5　様式Ｂ中、8.2の次に8Ａとして次のように加える。

8Ａ　海上における船舶間の油の積替作業（第41規則）

8A.1　この油タンカーは、第41規則の規定に適合する積替作業計画を備えている。　□

九　付録Ⅲの油記録簿を次のように改める。

1　油記録簿第1部中、Ⓐから㊃までを次のように改める。

(A)　燃料油タンクへのバラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄

1　バラストを積み込んだタンクの識別記号

2　タンクは、油の積載があった後に洗浄したかしなかったか。洗浄しなかった場合には、タンクに積載していた油の種類

3　洗浄の過程

.1　洗浄の開始時における時刻及び船舶の位置並びに完了時における時刻及び船舶の位置

.2　一又はその他の方法が採用されたタンクの識別記号を表示すること（すすぎ、蒸気洗浄及び化学洗剤による洗浄（使用された化学洗剤の種類及び量））。

.3　洗浄水を移し替えたタンクの識別記号及び量（立方メートル）